

会員各位

公益社団法人 CISV 日本協会
保険担当理事 宮里 かをり

CISV 国際プログラムの保険について

CISV の国際プログラムは参加者全員が全世界で包括的に契約している保険に自動加入するシステムで運営され、そのため保険料は国際へ支払う参加費に含まれています。

【1】 Public Liability Insurance 国際賠償責任保険

支払保険金限度額 対象 1 保険事故 (event) 当たり 1,000,000 英ポンド
保険期間中合計も同限度額 1 事故 (occurrence) 当たり免責金額 なし

国際賠償責任保険加入証明書 (2025/2/1～2026/1/31)

「保険データ 02 国際賠償責任保険・国際旅行保険加入証明書 (2025 年度版)」参照

【2】 Travel Insurance CISV 旅行保険

国際旅行保険加入通知書 (2025/2/1～2026/1/31) 証券番号 : B0793NM2510806

「保険データ 02 国際賠償責任保険・国際旅行保険加入証明書 (2025 年度版)」および

「保険データ 03 国際プログラム海外派遣者用保険一覧表_2025 年度版」参照

(注記 1)

CISV 旅行保険の死亡保障額が 10,000 英ポンドと少額であることに不安がある場合は、各自日本で保険の加入の上ご参加ください。

で保険に加入の上ご参加ください。

(注記 2)

国際プログラムの国内派遣者については上記【1】が適用されますが、【2】は適用されないため、各支部にて国内旅行傷害保険に加入をお願いいたします。

国際旅行保険に関する説明書

プログラム年度の CISV 国際プログラム参加者は自動的に CISV 旅行保険でカバーされる。
Regional Meetings /Training Forums, IJBC 及び Global Conference の参加者についても同様です。

● CISV トラベル保険の主な内容

自宅を出てから帰宅するまでの間 24 時間世界どこでもカバーされる。詳細については保険証券参照。

● 保険料

保険料はプログラム参加費に一括して徴収される。プログラムスタッフも同額の保険料でカバーされる。
すべて免責金額なしである。

Village, Step Up, and Seminar Camp	43.5英ポンド／人／プログラム
Youth Meeting	36英ポンド／人／プログラム
上記以外の Events Meetings	20/24/26**英ポンド／人／プログラム

※期間による（6日間以上 26英ポンド、4-5日間24英ポンド、1-3日間20英ポンド）

● 保険期間

参加する CISV 国際プログラム期間中及び CISV 国際の「Basic Program Rules」に合致する追加のレジャー旅行 10 日間までの最大45日間。

● 担保内容

1. 傷害事故及び治療費

治療費及び以下に示す費用 <100 万ポンド限度>

* コントロールされた状態の既往症

* ト라우マとなる事故後の精神安定の為のカウンセリング

* 医療上必要とされる転院もしくは帰国費用

* 緊急医療費用

* 付き添いが必要となった場合の付き添い人（2人まで）の旅行・ホテル費用

特定の重大事故にかかわる支払い <6 万ポンド限度>

2. 旅行キャンセル費用

旅行がキャンセルとなった場合もしくは以下の事由により帰国が必要となった費用

<1500 ポンド限度>

* CISV プログラムがキャンセルもしくは短縮された場合

この費用は航空会社もしくは旅行会社が払い戻しを拒んだ場合に支払われる。

* 病気もしくは事故によるもの

* 成人リーダーの病気もしくは事故でユース参加者の旅行がキャンセルもしくは短縮となった場合

3. 手荷物及び身の回り品

CISV 旅行保険
証券番号 (B0793NM2510806)
保険金額 (Scale of benefits)

(Section A) 一事故あたりの被保険者一人当たり保険金額		
1.	死亡	10,000 英ポンド
2.	四肢の喪失もしくは失明 (四肢の一つ以上、一眼以上)	60,000 英ポンド
3.	麻痺	60,000 英ポンド
4.	機能廃失	60,000 英ポンド (等級表による)
5.	永久全機能廃失	60,000 英ポンド

上記は一事故一被保険者に対し一つの該当項目についてのみ支払われる。
事故発生後一年以内に機能喪失についての補償合意前に被保険者が死亡した場合は死亡保険金額が適用される。
上記 1, 2, 3, 4 についていずれも事故発生後 1 年以内に限り、5 については一年以内に生じ一年以上継続することが条件。

(Section B) 一事故、一疾病当たり一被保険者当たり保険金額		
	医療費及び他の費用につき	1,000,000 英ポンド 免責なし
(Section C) 一被保険者一旅行当たり保険金額		
	手荷物及び身の回り品	2000 英ポンド 免責なし ただし、1 アイテム当たり 500 ポンド限度
(Section D) 一被保険者一旅行当たり保険金額		
	キャンセル及び旅行短縮	1,500 英ポンド 免責なし
(Section E) 一被保険者一旅行当たり保険金額		
	個人賠償責任	1,000,000 英ポンド 免責なし
(Section F) 一被保険者一旅行当たり保険金額		
	旅行遅延	250 英ポンド/時間 (最大250 英ポンド) 一損失 (遅延) 当たり 6 時間まで免責
緊急危機管理特約		
	緊急危機管理特約	500,000 英ポンド 免責なし 一事故 (event) 及び期間中の全事故合計の限度額

※2023年度はCOVID-19特約があったが、2024年度以降は他の疾病同様の扱いとなる。

CISV 旅行保険の保険請求手続き

Mosaic を除く全ての国際プログラム参加者がこの保険によってカバーされる。

以下、保険請求が必要となった際の手続きと保険請求取扱い会社である CEGA 社の取り扱い業務について解説する。

全ての保険請求処理は CEGA 社を通じて行われ、国際オフィスは介さないことに留意のこと。

病院やクリニックを出る前に支払い手続きが完了していることを確認のこと（ケースによっては直接支払いも可能だが、病院/クリニックが限定され手続きが煩雑であるため、事後請求を前提とする）。

● CEGA 社へのコンタクト方法

必要に応じ何時でも CEGA 社へのコンタクトは可能。

即時 CEGA 社へのコンタクトが必要となる場合に備えてこの文書を読んでおくこと。

様々な場合にどのように保険請求するかを理解しておくこと。

事故が起こった際・クレームの際の連絡先

CEGA社 Urgent call: +44 (0) 1243 975 401
Minor situations: +44(0) 1243 975401
Email: CISVclaims@cegagroup.com

➤ 電話 Press 1 (Travel)

緊急事態で CEGA 社の支援を必要とする場合は最初は電話で連絡し、Press1を押すこと。Assistance Line では 24 時間、365 日を通じスタッフが応答する。

➤ 電話 Press 2 (Personal)

請求手続きが開始された以降の質問等で電話連絡する際は、Press2を押すこと。

● 保険請求をする人

CISV 旅行保険でカバーされている者もしくはその親及び保護者

● 何時の時点で保険請求をするか

- ・ CISV 旅行保険で保険請求を希望する場合、請求額が高額な場合には支払い前でも可能だが病院/クリニックが限定され手続きが煩雑であるため注意。基本的には支払い後の補てんの請求をお勧めする。
- ・ どのような場合であっても可能な限り速やかに手続きを進めることが望ましい。
- ・ CEGA社としても必要とする情報を早く確実に把握して処理にあたることが可能となる。

● どのように保険請求をするのか

- ・ 緊急事態であるかどうか、費用が高いか安いかに応じて行うこととなる。緊急事態で緊急医療の手配が必要となり支援が必要な場合には CEGA社に即刻電話/メールで連絡することが肝要。

- プロセス理解に役立つよう以下にガイドラインを示す。

緊急・重大事態

- ・ 重大な医療を要する事態とは、入院が必要であり治療費が高額となりそうな場合である。
 - この場合は支援が必要となった時に即時に保険請求手続きを開始する必要がある。医療が必要である例で示せば、
 - ① CEGA 社に電話し Option 1 (Travel) ボタンを押す。
 - ② CEGA 社に対し CISV 参加者であることを必ず伝え、氏名、生年月日、CISV 旅行保険の証券番号、居場所を聴取される。
 - CEGA 社にコンタクトすると、
 - ① CEGA 社は必要な支援措置を用意し病院に連絡をとる。
 - ② 退院後追加費用が生じその額が高額でない場合は一旦支払領収書を保管し後日補てん請求をする。この場合必ず保険事故受付番号を参照すること。
 - ② 追加費用を請求する場合は CISV 旅行保険請求フォームを使用し必要情報を記入すること。
 - ③ 医療提供者から保険証券の提示を求められた場合には提示した上で全ての手続きは CEGA 社が直接行い CISV 国際を介さない事を伝えること。
 - 緊急重大事態は医療を伴う場合が多いと考えられるが、そうでない場合であっても、例えば、パスポート、現金及びカードを紛失したような場合には緊急滞在場所を探す支援が必要となるので、CEGA 社に電話し Option 1 (Travel) を押し、事態を説明し支援を依頼すること。

緊急性を伴わない比較的軽度な事態の場合

- ・ 入院を伴わない医師または看護師による軽度医療の場合
 - ② 医療措置が高額でないので取りあえず支払い、領収書を保管の上、後で補てん請求を行う。
 - ② CISV 旅行保険請求フォームを利用して必要事項を記入の上、提出する。
- 支払いが不可能もしくは費用の増加により支援が必要と判断される場合には緊急重大事態と同様の対応を行うこと。
- 一般的には大部分の医療を伴わない請求は事後手続となる。

- * 費用が低額の場合は一旦支払領収書を保管の上後で補てん請求を行う。
- * CISV 旅行保険請求フォームで請求する。
- * 支払い不可能もしくは費用増加で支援を要する場合は緊急重大事態と同様に対応する。

- 請求フォームは CISV 旅行保険関係のウェブサイトからダウンロードできる。
<https://cisvio.sharepoint.com/:w:/s/CISVCentral/ETl1NaVERuBDjb-VbWO8a3AB46BrpaHVt9Mzl3dJFk4Vsw?e=GdlT5M>
(上手く機能しない場合は、<http://www.cisv.org> から「travel insurance claim form」を検索)

- CEGA 社に送付する際には必要項目をすべて記入すること。
CEGA 社はフォーム受領後 5 営業日以内に返信をすることとなっている。これが不可能な場合には受領通知と何時報告できるかの連絡がある。
- CEGA 社が保険請求処理をする際に以下を必要とする。

✧ 医療費及び自己費用について

CISV 旅行保険請求フォームの記載項目情報

CISV ヘルスフォーム

CISV リーガルフォーム

医師の治療報告

領収書

✧ 個人賠償責任について

CISV 旅行保険請求フォーム記載の事故情報

領収書

必要な場合には警察の事故報告書

✧ 手荷物及び身の回り品について

CISV 旅行保険請求フォーム記載の事故情報

航空会社による報告書（バグゲージ紛失、郵送途上での損傷など）

盗難の場合は警察の事故報告書

領収書

✧ キャンセル費用請求について

CISV 旅行保険請求フォームに要る事故情報

航空券領収書及びキャンセルに要した費用の領収書

酷空会社によるキャンセル報告書

CISV 国際による保安自由を理由とするプログラム中止に関するメモ

保険請求を開始しその推移につき聴取したいときは CEGA社にコンタクトの上 Option 2 (Personal)により質すこと

➤ CEGA 社は請求を審査の上支払額を提示してくるがこれに合意できない場合には、

① E-mail、あるいは電話による場合は Option 2 (Personal)により非公式に打診する。

② 満足のいく結果が得られない場合には CEGA社に書面で通知し、CISV 国際
(international@cisv.org) に連絡し支援を要請する。

③ それでも満足できない場合には Financial Ombudsman Service にアピールすることが出来る。

Ref. Financial Ombudsman Service

E-mail: complain.info@financial-ombudsman.org.uk

電話はイギリス国内からのみ可能なため割愛

Web: www.financial-ombudsman.org.uk

受付時間は、月曜日から金曜日までの 8 時から 20 時まで

土曜日は 9 時から 13 時までである。

➤ 保険金の支払われ方

・ CEGA 社は請求者に直接指定銀行口座あてローカル通貨で送金する。

・ 極稀に銀行送金が不可能な場合が生じるが、その際には CISV 国際と協力の上各国支部と協調して支払できるように講じる。